

奈良県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

令和八年五月十九日

奈良県知事 山下 真

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
医療法人やわらぎ会やわらぎクリニック	生駒郡三郷町立野南二丁目八―一二	介護予防居宅療養管理指導	令和八年二月一日